

2014年(平成26年) 6月30日号  
NO.2637 (毎週月曜日発行)

株式会社 週刊住宅新聞社  
本社 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
TEL 03(5363)5810 FAX 03(5363)5815 駐輪場口番 00120-5-83424  
発行人 長尾 浩章 昭和35年5月10日 第三種郵便物認可

<http://www.shukan-jutaku.com/>

# 週刊住宅

CFネット流大家実践塾

116

## 連帯保証人からの解約申し入れ

### 解約手続きは借り主から

連絡不能なら法的手続きを

連帯保証人が、代理で物件の解約を

かるの度重なる督促に嫌気が差した連帯保証人は、物件の賃貸借契約の解約を貸し主に対し申し入れてくる。

しかし、物件の賃貸借契約の解約ができるのは借り主だけで、家賃を滞納しているからといって、貸し主と連帯保証人との間で勝手に解約をしてほいけない。

あるが、ぐれぐれもこの求めを受けてはならない。

また同時に、連帯保証人にに対する督促も行なった。借り主は滞納発生当初は、借り主のちろんその場合、借り主は貸し主からの連絡にも応じ切らぬ。すると、借り主との連絡がとれず、また貸し主

は不明だが、当社、そして支払があったものの、年金生活者のため資力がない連帯保証人からの支払も途絶えた。

が当社をひょっこり訪ね、物件を解約したいとの申し入れがあった。借り主が突然解約を申し入れた理由は不明だが、当社、そして連帯保証人としても、借り主が解約してくれることは願つたり叶つたりで、解約手続を進め、物件の明渡しも完了した。

それまで家賃も眞面目に支払ってきたが、突然、家賃の滞納が始まった。借り主は、大抵の連帯保証人は、貸し主の督促から逃れるために、借り主に対し、家賃をちゃんと支払うように求めめる。

ただし、まれに借り主が連帯保証人からの連絡に一切応じないことがある。もちろんその場合、借り主は貸し主からの連絡にも応じない。すると、借り主との連絡がとれず、また貸し主

しづらいとするほど、連帯保証人から当社に対し「借り主と連絡がまったくこれ以上以上」との連絡があつたが、当然この申し入れを断つた。

困り果ててしまったこの

高齢の連帯保証人は、息子め、室内の荷物を撤去されないところで解約手続を進め、室内の荷物を撤去され

でもある借り主の自宅を訪ねば、その責任を問われるの

問題するが、居留守をつかわれ、また連帯保証人自身で

所有していた合鍵で室内に入ると、何と借り主は裏口から逃げ出すなど、接触を

以前、当社のある管理物件において、こんな例があつた。借り主は50代男性、連帯保証人は借り主の父親で70代である。借り主は20年以上この物件を賃借し

シーエフネットPM  
事業部管理課 片岡雄介